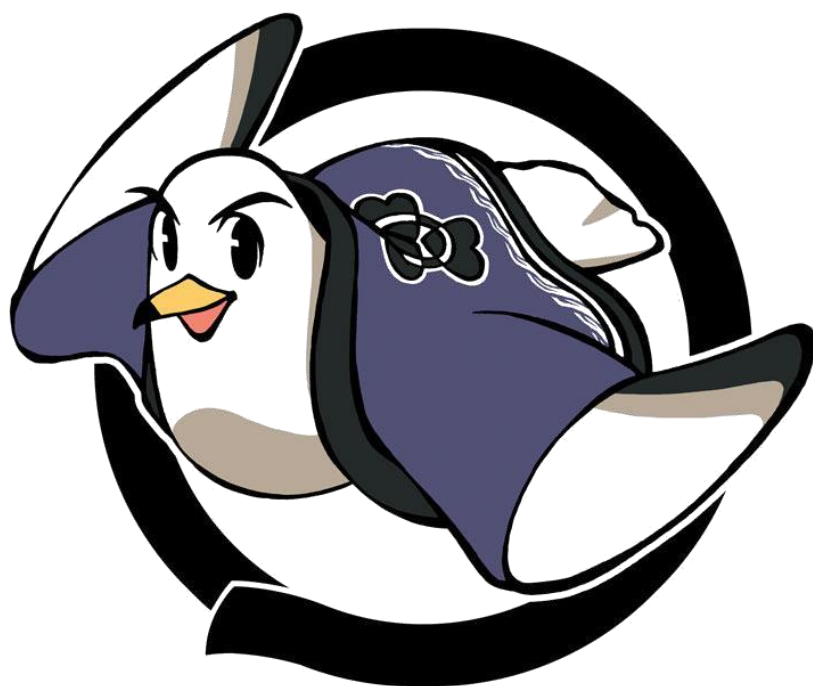


生徒ハンドブック

2023年度



☆2023年度入学生用

スクールライフ・ガイダンス編

I 一人一人のチャレンジを実現するために

大江戸高校は一人一人のチャレンジを実現するところです。そのために各自が主体的に活動することが大切です。しかし、「勝手気まま」なことをしていたら、他の活動の妨げとなります。集団生活を無視した「勝手気まま」な振る舞いはせず、生徒心得（ルール）とマナーを守り、充実した学校生活を送りましょう。

1 生徒心得

(1) 学校生活全般について

- (ア) 特別に許可のない限り、**8：00**以降に登校し、**21：20**までに下校すること。1・2部の生徒で3部に授業が無い場合は、**17：45**までに下校すること。一斉登校の日の下校は全員**17：00**とし、活動延長を許可された団体に限り、**18：30**下校とする。
- (イ) 登校後は1日の授業が全て終わるまで、無断で外出はできない。ただし、他部履修をしている生徒においては、その授業以外の時間での外出を認める。
- (ウ) 授業を大切にし、遅刻、欠席、早退をしないようにすること。
- (エ) 学校行事、ホームルーム活動、生徒会活動、部活動には積極的に参加すること。
- (オ) 委員会活動や清掃など割り当てられた各自の分担は責任を持って行うこと。優先順位は委員会活動→ホームルーム活動→部活動の順とする。
- (カ) 授業時間中は、指定された場所以外は立ち入らないこと。
- (キ) 教職員や先輩・友人同士へのあいさつはもとより、地域の方々や外来者に対してもあいさつを大切にすること。

(2) 授業を受けるにあたって

- (ア) 授業中は静かにし、私語をしたり、騒いだりしないこと。
- (イ) 授業中は勝手に立ち歩かないこと。
- (ウ) 決められた席に座ること。
- (エ) 授業中は携帯機器類を出さないこと。電源を切るかマナーモードにして鞆等にしまっておくこと。
- (オ) 授業に関係のない物は鞆の中にしまっておくこと。
- (カ) ガムなどを口に入れて授業を受けたり、飲食物を机上に出して授業を受けたりしないこと。
- (キ) 手袋、帽子、マフラー、コート類などを身に付けたままで授業を受けないこと。
- (ク) 授業の妨害をしないこと。

(3) 学校施設・設備の使用について

- (ア) 校舎や教室はきれいに使用し汚さないこと。
- (イ) 学校の施設・設備を破損したときには、直ちに担当教員を通じて生活指導部に申し出ること。故意もしくは意図的であった場合は弁償とする。
- (ウ) 指定された場所以外は靴を履き替えなくてもよいが、土や泥および靴による傷などで汚さないこと。
- (エ) 飲食は、指定された場所で行うこと。
- (オ) ゴミは分別してゴミ箱に捨てること。
- (カ) 日々の清掃、美化デーの清掃活動を通して、校内美化に努めること。
- (キ) その他校舎、教室の使用については、使用規定に従うこと。

(4) 所持品について

- (ア) 生徒は身分証明書を常に携行すること。また、紛失した場合は速やかに申し出ること。
- (イ) 学校で学習に不必要な物は持ち込まないこと。特に、貴重品の管理には十分注意すること。
- (ウ) 盗難の被害にあったり、物品を紛失・拾得したりした時には直ちに生活指導部へ届け出ること。

(5) 登下校について

- (ア) 自転車通学を希望する者は、毎年所定の手続きにより許可を得ること。
- (イ) 自転車は、所定の駐輪場に駐輪すること。
- (ウ) 登下校時は、安全に注意し、法令およびマナーを守ること。
- (エ) 成人に達した生徒でも、バイク・自動車での通学はしないこと。

(6) 制服について

- (ア) 登下校時および校内では学校指定の制服を着用すること。
- (イ) 学校指定の制服とは以下のものをいう。

ブレザー、スカート又はスラックス、リボン又はネクタイ、
白 Y シャツ（市販のもので良い）、指定セーター、指定ベスト

- (ウ) 指定セーター・指定ベストでの登下校を認める。ただし、冬服期間（10月1日～5月31日）においてはブレザーを着用すること。
- (エ) ブレザーの下は指定ベスト・指定セーターのみ着用する。指定ベスト・指定セーターであれば、ブレザーを着用せず、校内で過ごすことができる。
- (オ) スカートは購入時の長さを保つこと。ズボン、裾をまくったり、ウエスト位置を下げたりしてはかないこと。スカートを切る等、制服を改造することは厳禁とする。制服を改造した場合には再度購入してもらう。
- (カ) 靴下は、黒・紺・灰・白の無地のクルーソックスまたは、ハイソックスとする。タイツは黒の無地とする。（ウォーマーや他色の靴下の重ね履きは不可）
- (キ) 夏服の着用期間は6月1日～9月30日とするが、前後に移行期間を設けることがある。（その都度連絡する）

- (ク) 夏服時は白・黒・紺のポロシャツ（市販の物で良い。ワンポイント可）の着用を認める。
- (ケ) 冬服期間のオーバーコートは、必ず制服のブレザーの上から着用する。色は、黒・紺・グレーに限り、無地に近い物であること。丈は、ブレザー丈より長い物で、形は、ファーが付いているなど華美でないものが望ましい。

(7) 頭髪・装飾品・化粧について

- (ア) 頭髪については、染色・脱色・パーマなど手を加えないこと。また、奇抜な髪型をしないこと。過度な刈り上げ・剃りこみ等は禁止とする。
- (イ) 装飾品（ピアス・ピアスふさぎ・ネックレス・指輪・ブレスレット等）はつけないこと。また髪への装飾品は、華美なものをつけないこと。
- (ウ) 化粧・マニキュアはしないこと。
- (エ) カラーコンタクト・ディファインコンタクトはしないこと。
- (オ) たび重なる注意をしても改善しないときは特別指導になる場合もある。
- (カ) やむを得ずウイッグを着用する理由がある場合は、申し出て許可を得ること。

(8) SNSの指導について

- (ア) 学校、クラス、個人が特定できる内容を載せないこと。

(9) 特別指導について

- (ア) 法令に触れる行為は、学校の内外を問わず絶対にしてはならない。
- （例） 暴力、いじめ、飲酒、喫煙、危険物所持、窃盗、万引き、恐喝、
薬物乱用 など
- これらの行為をした場合には、特別指導等を受けることになる。また、行為に加担・同席した者も同様である。
- (イ) 更に次に掲げる項目も同様である。
- ・いやがらせ（他者が嫌がる行為）
 - ・威圧行為
 - ・授業妨害、指導無視
 - ・バイク・自動車通学（成人者も禁止）、バイク・自動車の制服着用時の運転、保護者以外の運転による制服着用時の同乗
 - ・テスト等での不正行為
 - ・成人者の校内、登下校時の飲酒・喫煙
 - ・公共物の破損
 - ・喫煙具所持（ライターを含む）、酒類所持
 - ・SNS（書き込み・写真・動画）を通じて他者（学校・クラス・個人）を誹謗中傷・汚名行為・不適切な使い方、さらにいじめにつながる書き込み等をする行為。
 - ・その他、他人や社会の迷惑となるような行為

(10) その他

- (ア) 必要があれば、生徒心得を追加する。

2 自転車通学について

自宅から学校まで自転車での通学を希望する際には、事前に自転車通学許可を申請し、許可証の発行手続きをとること。発行された許可証は自転車後部の見える場所に貼る。許可証のない自転車で登校することはできない。

(1) 自転車通学をするには

担任の先生から申請用紙をもらい、自転車通学許可に必要な事項を記入し申請する。その後特に問題がない場合には許可証が発行される。

※自転車通学は許可証の発行後からとする。

(2) 自転車許可証を発行してもらうためには

(ア) 自宅から学校までの距離が、原則として1.5Km以上であること。

(イ) 許可証発行時に自転車の安全点検を受けること。

(ウ) 自転車保険に加入していること。(保険期間に注意すること)

(3) 許可証発行時の安全点検とは

許可証発行時に担任より以下の指導を行う。なお、この指導を受けない場合や従わない場合には許可証は発行しない。

- | | |
|--------------------------|----------|
| ●自転車の安全点検（ブレーキ・ライト・反射板等） | ●防犯登録の確認 |
| ●許可証（ステッカー）の貼付 | |

(4) 許可証発行後の注意

(ア) 許可証の再発行（自転車が変わる場合・許可証の紛失等）は、その旨理由を申し出て所定の届け出方法に従って行うこと。

(イ) 自転車通学を取りやめる場合には速やかに申し出ること。

(ウ) 許可証の不正使用はしないこと。

(エ) 許可証の有効期間はその年度の3月末日または年度内の保険の有効期限までとする。

(5) 駐輪場について

(ア) 自転車は校内駐輪場の学校が指定した場所に止め、必ず鍵をかけること。なお、指定された場所以外に駐輪してある自転車については撤去・許可取り消しを行う。

(イ) 駐輪場の場所指定は、自転車通学許可証の発行時に行う。

(ウ) 駐輪場の使用は8:00～21:30とする。

(エ) 許可証のない自転車や指定された場所に停めていない自転車については指導する。

■最短で自転車通学許可を受けるには・・・

【新入生の場合】

○入学準備説明会で自転車通学許可願いの配布



○入学式に担任に提出



○担任より許可証・シールの配布
(後日)



自転車通学可

【在校生の場合】

○事前に担任より「仮申請書」・「自転車通学許可願い」を受け取る



○修了式までに「仮申請書」を担任に提出



○「自転車通学許可願い」を担任に提出
特に問題が無ければ始業式から自転車通学可。始業式の日には新年度の許可証・シールを配布。

※以降は手順に従って随時申請を受け付け、手続きを行う。